

令和2年12月1日

国 税 庁

熊本県の一部の地域内に納税地がある法人の皆様への  
申告書等用紙の発送再開に係るお知らせについて

令和2年7月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、熊本県の一部の地域内に納税地がある法人の皆様につきましては、令和2年7月4日から令和3年1月31日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、令和3年2月1日（月）となりました。

これに伴い、発送を見合わせておりました申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）につきましては、既に申告がお済みの法人の皆様を除き、発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

また、e-Taxで申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、同様にメッセージボックスへの格納を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

（注） 税務署へ申告書等を提出された後に、申告書等用紙の発送及びメッセージボックスへの格納が行き違いとなった場合には、あしからずご了承くださいませようお願いいたします。

○熊本県の一部地域（指定地域）

都道府県名	指 定 地 域	（参考）管轄署
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村	人吉
	八代市坂本町 葦北郡芦北町	八代